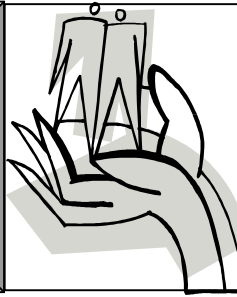


のぞみ

2023年冬季号(1月1日発行)No. 36



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

明けましておめでとうございます。

いま年賀はがきの発行枚数が減り続けています。2003(平成15)年のピーク44億枚から昨年は19億枚と6割減となりました。電子メールやSNSで代用する人が多くなっているのでしょうか。そうした中でも年賀状作成の12月になるといわゆる喪中はがきが届きます。身内に不幸があったときに年賀を欠礼するというあれです。その年齢が近頃は100歳を超える例が珍しくなくなりました。以前は100歳というと「へえー、すごい長寿を全うしたものだね!」と驚いたのですが、最近は複数枚が届いてさほどでもなくなりました。人生100年時代の到来を実感するようになったということです。



でもいくら長生きしても、問題は最後まで自立した生き方ができるかどうかでしょう。統計によれば「平均寿命」と「健康寿命」との差は10年ほどあるとのこと。つまり最後の10年間は誰かの世話や介護を受けて暮らさなくてはなりません。認知症になればさらにやっかいです。この差をいかに縮めることができるかが高齢者対策の主眼となっています。

私たち成年後見のぞみ会は昨年3月、「介護予防と健康長寿をめざして」のテーマで健康講演会(講師:山田実筑波大教授)を開催し、この社会的課題に対する一つの処方箋を提示しました。来場者の方々の評価は上々でした。今年はこの第2弾として「人生100年時代をすこやかに、美しく老いる」との演題で再び山田実先生にご登壇いただくこととしました。長寿社会の中で健康寿命をいかに保つか、女性の場合はさらに美しい老い方を目指したいとの願望があることでしょう。3月18日(土)ココネリホールでの開催です。ご期待ください。

今年コロナとの闘いが4年目に入りました。ワクチン接種の進展や国内メーカーの治療薬使用開始など少し展望が開けてきた感じがします。昨年はサッカー日本代表がW杯で大活躍を演じ国民を沸かせました。今年野球とラグビーの出番です。3月のワールドベースボールクラシック(WBC)の日本代表には是が非でも優勝してもらいたい。9月のラグビーW杯フランス大会では4年前を上回る成績で再び夢を見させてくれることを期待したいものです。こうした中で私たちのぞみ会は今年も成年後見制度の普及促進を軸に、高齢化社会の様々なニーズに応えていこうと思います。



本年の皆様のご多幸を祈念いたしますとともに、引き続きよろしくご支援の程お願いいたします。

(理事長 照山忠利)

2022年・成年後見人講習会の全日程が終了しました

11月5日（土）、当会が主催している『成年後見人講習会』の4日目を終え、全日程が無事に終了しました。ご参加頂いた受講者の方、また協賛して頂いた練馬区社会福祉協議会、講師としてご協力頂いた方々に、この場をお借りしお礼申し上げます。



講習会も今年で5回目の開催となりました。地域にも少しずつ浸透していれば嬉しいと思います。ご参会くださった受講者の方達からは、4日間を通して沢山のご意見を頂きました。以下に、アンケート結果の一部をご報告いたします。

◆受講者の年代と受講者数（延べ人数）◆

① 40代：1名 ②50代：13名 ③60代：9名 ④70代以上：21名

◆受講の動機◆

① 自分のため：8名 ②家族のため：7名 ③その他：3名

◆成年後見制度に関するこれまでの経験◆

① なし：8名 ②あり：3名

前回はそうでしたが、受講者の年代が幅広くなっていると感じます。70代以上の方は、ご自身が後見制度を利用し支援を受けることを想定しているように見受けられました。一方、2番目に受講者数の多かった50代の方は、自身が支援をする立場になることを想定し必要な知識を得たい、というように感じました。

◆4日間を通した満足度◆

① 満足：4名 ②やや満足：3名 ③どちらとも：1名

④ やや不満：0名 ⑤不満：0名 ⑥無回答：2名

不満という回答はなく、おおよそ満足した、という評価を頂けたのではないかと思います。一方、『質疑応答の時間が短かった』『資料の字が小さくて見づらかった』といったご意見を頂いたり、中には『後見制度を広範囲に勉強できた』『具体的なお話が聞けて良かった』といったお褒めのお言葉を頂くことができました。特に、現役で後見に関するお仕事をされている先生方の講義は大変ご好評を頂き、私自身も勉強になりました。

今回頂いた様々なご意見は、今後の講習会をより良くしていくためにも、貴重な資料として活用させていただきます。

また来年も、『後見人講習会』を開催する予定となっています。より分かりやすい講習会になるよう改善を重ねながら、成年後見制度がもっと身近に感じられるよう、頑張っていきたいと思います。

（曳野 賢一）



～出張講座～ 栄町敬老館にて

12月17日(土)、西武池袋線・江古田駅の近くにある『栄町敬老館』にて、成年後見制度の勉強会を開催しました。

栄町敬老館は規模の大きな施設ではありませんが、体操やパソコン・スマホ講座、カラオケ開放などたくさんのイベントが開催されており、和やかに楽しまれている方がたくさんいらっしゃいました。その中の一つとして『成年後見制度講座』が組み込まれています。

以前までは定期的に行っていた栄町敬老館での勉強会も、新型コロナウイルス感染拡大が始まって以来、開催できずにいました。今回の開催は、実に約4年ぶりとなります。

当日は、計11名(女性:8名、男性:3名)の方にご参加頂きました。曇りがちな天気でも気温も低い1日でしたが、たくさんの方に敬老館へお越し頂きました。当会からは3名のメンバーが参加し、練馬区社会福祉協議会からも職員の方1名にご参加頂きました。

講演では、練馬区社会福祉協議会が作成しているパンフレットを使用し、成年後見の基本的な制度のことや利用する場合の流れ、任意後見と法定後見の違い等を、できるだけ分かりやすいことを心掛けて説明させて頂きました。やはり難しい制度ということもあって、皆さんとても熱心に耳を傾けておられ、講義の進行中にもたくさんのご質問を頂きました。

当初は1時間ほどを予定していましたが時間が押してしまい、施設の方のご意向で別室をご用意頂き、講義の続きを行うことができました。最終的には2時間ほどの長い講座となりましたが、4名の方が最後までお話をお聞き下さり、終わった後にもたくさんのご質問を頂きました。将来に対する不安や制度について強く興味を持たれている様子を感じました。まず、どこへ相談に行ったらよいのかも分からなかったのも、こういった講座を開いてくれるのはありがたい、というお話もお聞きしました。



近年の高齢化や単身高齢者が増えるなか、今後ますます成年後見への関心が高まっていくと思います。機会があれば今後も出張講座を開催したいと思います。

(曳野 賢一)

健康講演会のご案内

『人生100年時代をたくましく生きる』をテーマに、今年も開催します！

『すこやかに、美しく老いる～人生100年時代の過ごし方～』

講師：山田 実(やまだ みのる)先生(筑波大学 教授)

日時：2023年3月18日(土)

場所：ココネリ(練馬区立区民・産業プラザ) 参加費：500円

*時間など、詳細は決まり次第、当会のホームページや区報にご案内します

★お誘いあわせの上、ぜひご参加ください!★

成年後見制度の手引き⑭ 法定後見の申立て手続き その6

法定後見申立てに必要な書類のうち、下記①③④⑩⑪⑫について3回にわたり説明してきました。今回はそれ以外の書類について、説明します。

<申立てに必要な書類>

- ① 後見・保佐・補助開始申立書、代理行為目録（保佐・補助用）、同意行為目録（補助用）
- ② 親族関係図
- ③ 診断書（成年後見制度用）・診断書付票
- ④ 本人情報シートのコピー
- ⑤ 愛の手帳のコピー（交付されている場合のみ。手帳名は都道府県により異なります。）
- ⑥ 本人の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ⑦ 本人の住民票又は戸籍の附票
- ⑧ 本人が登記されていないことの証明書
- ⑨ 後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票
- ⑩ 申立事情説明書
- ⑪ 親族の意見書
- ⑫ 後見人等候補者事情説明書
- ⑬ 財産目録
- ⑭ 相続財産目録（本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合のみ）
- ⑮ 収支予定表
- ⑯ 財産関係の資料（預貯金通帳、生命保険証書、登記事項証明書等のコピー）
- ⑰ 収入・支出に関する資料のコピー



- ・親族関係図（②）：本人の家系図です。申立人や後見人等候補者が親族の場合は、本人との関係がわかるよう記載します。
- ・本人が登記されていないことの証明書（⑧）：今の成年後見制度開始に際して、成年後見登記制度が開始され、個人の任意後見も含めて成年後見制度の利用に関する情報は、これまでの戸籍への記載に替えて、東京法務局で登記されることとなりました。今回申立てる本人の成年後見制度の利用の有無についての証明書類で、東京法務局から取り寄せます。
- ・財産目録（⑬）、収支予定表（⑮）：本人が保有する資産・負債（預金、有価証券、不動産、住宅ローン等）、月々の収入・支出状況についてまとめた書類です。預金通帳等の裏付け資料（⑯、⑰）と合わせて提出します。
- ・相続財産目録（⑭）：本人が相続人となっている相続手続きが進んでいる場合に、相続財産等に関する書類です。

（小川 肇）